

小平市議会定例会 一般質問通告書

質問の方式 一問一答方式

質問件名 行政文書を市民の財産と捉え公文書管理条例の策定を

【質問要旨】

情報公開の前提となる行政情報をいかに適正に管理するかは、市民からの信頼の第一歩です。決定のプロセスを含め事業の透明性を確保することは、行政への信頼性そのものにも関わる重要なことです。

東京都においては豊洲新市場の建設をめぐり、盛り土をしないことをどこで誰が決めたかの調査がなされました。これは本来なら、会議や決裁に関わる公文書をたどればわかるはずのことで、記憶に頼らなければいけないようなことではないはずです。市場の問題そのものはもとより、日本の首都であり世界都市を標榜する東京都のガバナンスのレベルがこの程度でいいのかと愕然とします。

小平市においては、このようなことはないと思いますが、透明性の担保の意味で文書管理は重要です。そして次のステップとして市政情報の公開と活用があり、行政情報は市民の財産であるという視点で 2013 年に文書管理に関する一般質問を行いました。

その後、2015（平成 27）年度からは文書総合管理システムが導入され、効率的・効果的な活用が期待されます。行政文書の管理、公開、活用、併せて市史編さんのために収集した資料についてもお聞きします。

- ① 文書総合管理システムの導入は、庁内の文書管理の効率化のほかに、市民が市政情報にアクセスする面でどのようなメリットがあるか。
- ② 市長、副市長、教育長、部長で組織する庁議について、記録を作成し公開すべきと考えるが見解は。
- ③ 文書管理の中に歴史公文書を位置付けることについての検討状況は。
- ④ 公文書を市民の財産と捉え、情報公開条例や自治基本条例の知る権利を担保するため、文書管理を内部規定でなく公文書管理条例とすることについての検討状況は。
- ⑤ 市史編さんで集められた資料を市民の歴史として保管、閲覧できるようにすることの検討状況は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2016 年 11 月 17 日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 日向 美砂子
受付番号【 】

26	25	24	23

— (/)